

# 特定非営利活動法人日本ジオパークネットワーク

## 役員報酬規程

2021年9月2日第23回理事会議決

### (目的)

第1条 この規程は、定款第17条の報酬等について、その支給基準を定めることを目的とする。

### (報酬及び費用の支給)

第2条 常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

### (細則等に関する取扱い)

第3条 本規程の運用にあたり、細則等が必要な場合は、理事長が別に定めるものとする。

### (改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

### 附 則

この規程は、2021年9月2日より実施する。